

保存版

総会資料

平成 31 (2019) 年度



国立市立国立第一中学校 P T A

平成 31(2019)年度 P T A総会次第

- 1 開会の言葉
- 2 会長あいさつ
- 3 学校長あいさつ
- 4 議長団選出
- 5 総会成立宣言

- 6 議事 [1]
 - 1) 平成 30 年度 活動報告
 - 2) 平成 30 年度 決算報告
 - 3) 平成 30 年度 会計監査報告
 - 4) 平成 31 年度 会則細則改正(案)
 - 5) 平成 31 年度 活動計画(案)
 - 6) 平成 31 年度 予算(案)

- 7 会長・副会長の承認

- 8 議事 [2]
 - 7) 平成 31 年度 P T A委員の承認
 - 8) 平成 30 年度 P T A委員の解任

- 9 議長団の解任
- 10 教職員異動の報告
- 11 新会長挨拶
- 12 閉会の言葉

◆総会資料は 1 年間ご家庭で大切に保管してください。

はじめに

国立第一中学校 P T A
平成 30 年度会長 平井 愛

一年間、たくさんの出会いと経験がありました。
すべてに感謝です。

委員のみなさん、
保護者のみなさん、
先生方、
地域の方々、
そして子ども達・・・

未熟な会長ですので至らないことの多かった一年だとは思いますが、みなさんに支えていただけてここまで来ることができました。感謝しかありません。

国立一中 P T A はこの一年、子ども達を真ん中にして、より良い国立一中にしていこうとみんなで知恵とパワーを持ち寄って活動してきました。

委員のみなさんにとっては、仲間と協力したり、時には意見を戦わせたりして、記憶に残る一年になったのではないのでしょうか。

すべてが良い記憶ではないかもしれませんが、でも、子ども達のために考えて活動してきたことは、すべてこれからの糧となる良い経験になっているはずです。

委員のみなさんが一生懸命に考え取り組んできた、そんな一年間が、この一冊にまとまっています。
ぜひ、じっくりとご覧になってみてください。

平成 30 年度 活動報告

- ◆第 1 回運営委員会
〈協議・審議事項〉
6 月 9 日(土) 15 時～ 総出席者 35 名
なし
- ◆第 2 回運営委員会
〈協議事項〉
〈審議事項〉
(1) 会長より
7 月 7 日(土) 10 時～ 総出席者 33 名
なし
①「国中きずなの会」との関わり方の見直しについて
P T A の負担を増やさず、「国中きずなの会」を応援・協力していく体制と
することを提案(イベント時の手伝いは有志を募る、P T A の予算化しな
いなど)
→拍手多数にて承認
- ◆第 3 回運営委員会
〈協議事項〉
(1) 会長より
9 月 8 日(土) 10 時～ 総出席者 45 名
①運営委員会の出席・定足数について
運営委員会を成立させるため、構成員の出席・定足数に関する課題を共有
(学年委員の議決権など)
→12 月頃までに意見を集約し、平成 31 年度のために改善策を提示
- (2) 副会長より
②校内施設改善要望書について
アンケート結果をもとに副校長と正副会長で 8 項目リストに取りまとめ
→後日、国立市に提出
- 〈審議事項〉
なし
- ◆第 4 回運営委員会
〈協議事項〉
(1) 会長より
11 月 10 日(土) 10 時～ 総出席者 37 名
①運営委員会の出席・定足数について
学年委員について委任状の提出をもって代理出席を認め、代理出席者に議
決権を付与する意見が多数あることを共有
→平成 30 年度中に意見を集約し、審議
- (2) 会長・書記より
②『運営委員会だより』のペーパーレス化について
一中ホームページに掲載を検討中
→平成 30 年度中に意見を集約
- 〈審議事項〉
なし
- ◆第 5 回運営委員会
〈協議事項〉
(1) 会長より
1 月 12 日(土) 15 時～ 総出席者 39 名
①平成 31 年度の活動計画および予算について
各委員に確認
②P T A 委員選出に関するおしらせについて
各委員にて内容を精査し、3 月 2 日までに正副会長に連絡
③平成 31 年度の会計監査選出について
運営委員会より 1 名立候補、執行部より 2 名選出
- (2) 書記より
④『運営委員会だより』のペーパーレス化について
→『第 5 回運営委員会だより』からホームページ掲載のみとし、
ペーパーレス化を試験的に実施

<審議事項>

(1) 会長より

①平成 30 年度の教育活動奨励費について

学校側で必要なものを検討、教育活動奨励費で購入することを提案
→拍手多数にて承認

②学年委員の委任状出席について

学年委員について委任状の提出をもって代理出席を認め、代理出席者に議決権を付与すること、それに伴い、P T A会則細則の当該箇所を改訂することを提案

細則第二条 2 ハ(追加)

ハ、学年正副代表からの委任状を持参して代理の学年委員が運営委員会に出席した場合、学年正副代表と同じ権利を保障する。

→拍手多数にて承認

③学年主任の運営委員会参加について

現状に鑑み、P T A会則細則の当該箇所を削除することを提案

細則第二条 3、教職員 イ(削除)

イ、学年主任は学年委員会に所属し、運営委員会に参加する。

→拍手多数にて承認

(2) 3 学年委員より

④卒業時に先生方に贈る色紙の購入について

各クラス 2,000 円を上限に予備費を使用することを提案
→拍手多数にて承認

◆第 6 回運営委員会

<協議事項>

(1) 正副会長より

①平成 31 年度委員人数について

平成 31 年度の学級数の増減により委員数も変わるため、現時点での最低人数を各委員に確認

→学級数確定次第、平成 31 年度の割り振りを執行部で決定

②プリンター購入について

各委員会等の少数印刷のため P T Aとしてモノクロレーザープリンターを購入することを提案し、審議事項に追加

<審議事項>

(1) 会計より

①平成 31 年度予算案について

平成 30 年度との変更点を説明の上、平成 31 年度予算を提案
→拍手多数にて承認

(2) 正副会長より

②平成 31 年度会計監査について

平成 31 年度会計監査委員候補者を平成 30 年度運営委員より 3 名選出することを提案

→拍手多数にて承認

③平成 31 年度活動計画について

平成 31 年度活動計画を提案
→拍手多数にて承認

④プリンター購入について

上記の協議を経て審議
→拍手多数にて承認

会長・副会長

< P T A 運営・行事・その他 >

【校内】

- ・運営委員会・総会開催 6/9、7/7、9/8、11/10、1/12、3/9、5/11
- ・体育大会手伝い 6/2
- ・校内施設改善アンケート印刷・配布・回収・集計 6/21
- ・校内施設改善要望箇所点検 8/21
- ・国立市への校内施設改善要望書提出・回答受け取り 9/28、2/19
- ・国立市教育委員会との打合せ 10/30、3/9
- ・卒業記念品アンケート印刷・配布・回収・発注 1/15、1/25
- ・国立市 P T A バレーボール大会応援 11/25
- ・話し合いの会出席 3/2
- ・役割分担会開催 4/27

【校外】

- ・国立市 P T A 会長協議会 5/24、6/18、9/5、10/4、11/20、1/18、2/28
- ・国立市立小中学校長・P T A 会長等連絡会 6/18、10/4、12/14、2/28
- ・国立市立小中学校長・P T A 会長等連絡会視察(都立武蔵台学園) 12/14

< 学校の会議・行事への参加 >

- ・国立一中評議委員会 5/18、7/10、10/18、12/18、3/1
- ・国立一中健全育成会議 7/3、12/20、3/5
- ・研究発表会打合せ 7/11、10/19、1/8
- ・新入生保護者説明会 1/12
- ・研究発表会手伝い 1/17
- ・卒業式 3/19
- ・入学式 4/9

< 地域の会議・行事への参加 >

- ・三小地区育成会総会 5/23
- ・三小地区育成会委員会 4/25、5/17、7/11、9/26、11/14、12/19、1/23
- ・三小地区育成会サマーフェスタ手伝い 7/20
- ・三小地区育成会落ち葉はき手伝い 12/1
- ・国立市防犯協会年末パトロール 12/28
- ・三小地区育成会ニューイヤーコンサート手伝い 1/19
- ・三校合同防災訓練手伝い 1/26

書 記

<主な活動内容>

【総会関連】

- ・総会への出席、『総会報告』の作成・印刷・配布(5月)
- ・『総会資料』用活動報告書作成の依頼・回収・まとめ(1~3月)
- ・『総会資料』の作成・印刷・製本(3・4月)
- ・平成31年度運営委員会名簿および学年委員会名簿の作成(4・5月)

【運営委員会関連】

- ・出席表および名札の作成(5・6月)
- ・各委員会の活動実績資料の作成(毎回)
- ・執行部会および運営委員会への出席、『運営委員会だより』の作成・印刷・配布(毎回)
※『第5回運営委員会だより』から、ホームページへの掲載のみとし、ペーパーレス化を実施

【その他】

- ・各委員会発行の印刷物の保存(通年)
-

会 計

<主な活動内容>

- ・PTA会費の集金と管理
- ・PTA総合補償保険費用の管理
- ・決算書の作成
- ・予算案の立案
- ・印刷機・関連備品の管理(コピー用紙を含む)

給食委員会

給食委員会としての活動は、月1回程度の定例会開催、第2給食センターで行われる献立作成委員会・物資納入委員会への出席、第2給食センターでの試食会、校内での試食会・給食試食参観の開催で、活動のご報告として『給食だより』を発行します。主に、給食センターと学校、保護者のみなさまとの橋渡し役を担っています。

【献立作成委員会】……8月を除き毎月1回開催

月に1回、第2給食センターにおいて栄養士、調理師、教職員および国立市立の中学校3校の給食委員で献立について意見を交換する会です。当月の献立について子ども達の意見を報告し、翌月の献立について材料や組み合わせ、味付け、調理法などを検討します。給食センターでは旬の食材を使ったり、季節の行事に合わせた献立を取り入れたりしながら、子ども達の心身の成長を考えた、安心安全な献立作りを目指しています。

【物資納入委員会(学校給食用物資納入登録者選定委員会)】……7月を除き毎月1回開催

月に1回、第2給食センターにおいて職員、栄養士、国立市立の小中学校の給食委員および業者が出席し、選定委員会が行われます。翌月使用予定の食材の見本(主に肉、魚、加工品)が業者より提出され、栄養士より説明があり落札に立ち会います。食感、質感、産地、調理後の状態など、安心して食べられる食材を適正な価格で購入できるように考慮して選定されています。

広報委員会

広報委員会では、年に2回PTA広報誌『たより』を発行しました。限られた予算内で掲載内容を精選し、レイアウトの工夫を行いました。

・『たより』143号 平成30年7月発行 600部

- P1 体育大会
- P2、3 教職員の紹介「今年達成したい目標」
- P4 校歌コンクール(1年)
PTA活動の紹介「PTA会費集金」
PTA会長・副会長からのメッセージ

・『たより』144号 平成31年3月発行 600部

- P1、2 教職員からのメッセージ「卒業・進級する一中生へ」
- P3、4、5 卒業生からのメッセージ「10年後の自分へ」
- P6 スキー教室(1年) 職業体験(2年)
- P7 修学旅行(3年) 合唱コンクール(全学年)
- P8 A組宿泊(A組) 文化委員会の紹介 PTAバレーボールサークル
PTA会長からのメッセージ

PTA広報誌発行までの主な活動内容

- ・誌面構成打合せ→企画書作成→原稿依頼→原稿回収
- ・印刷会社への入稿→3回の校正作業→配布
- ・印刷会社とはメールのやりとりが可能、副校長先生と広報担当の先生とは数回打合せ

文化委員会

文化委員会は、合唱コンクールのお手伝いと文化セミナー開催を行いました。

【合唱コンクール】

- ・合唱コンクールの保護者コーラスの募集、参加者(OG 含め)30名
当日までの練習日の受付、教室・楽譜などの準備、講師の先生との打合せなど
- ・保護者席、受付・誘導について学校側と相談、対応を検討
- ・10月31日合唱コンクール当日、たましんリスルホールにて保護者の受付、会場への誘導、
お手伝いさんへの指示、保護者コーラス対応
- ・会場誘導お手伝い参加保護者は15名、学年ごとに交代で誘導にあたりました

【文化セミナー】

- ・先生方と保護者で飲み物とお菓子を囲みながらさまざまなテーマで気軽に和気あいあいとお話ができる「いっちゅうずカフェ」に決定(先生と文化委員で企画)
- ・参加者募集、当日の打合せ
- ・11月23日、校長室と第1会議室にて開催(参加者 一般15名、文化委員6名、計21名)
会場準備、受付、誘導、カフェのお茶出し、アンケート配布と回収(15枚回収、時間・会場の広さ・内容について良い企画で次回も楽しみにしていますとの意見を多くいただきました)

安全委員会

【「ピーポくんの家」活動】

- 5月 『ピーポくんの家ご協力をお願い』印刷・配布(回収後、リスト作成)
- 6月 協力世帯名簿を学校に提出、協力世帯名簿を国立市に提出
- 6月 「ピーポくんの家」取り組みに係る国立市の支援事業説明会に出席
- 7月 協力世帯を訪問、資料配布とあいさつ、プレート交換
- 3月 協力世帯を訪問、平成31年度継続の依頼と確認

【夏休み校外パトロール】

- 7月 国立市防犯協会会長へのあいさつ、防犯協会への手紙配布
- 8月 防犯協会東支部長に連絡、校外安全パトロール案内手紙作成・配布
- 9月 パトロール参加票回収、パトロール実施

【通学路危険箇所についてのアンケート】

- 7月 『通学路危険箇所について』のアンケート印刷・配布
- 9月 アンケート回収・集計
- 9月 『通学路危険箇所の改善に関する要望書』を国立市(立川警察含む)に提出
- 10月 要望書についての報告を保護者向けに印刷・配布、立川警察東区駐在所に持参報告
- 2~3月 国立市より要望書の回答受け取り、回答についての報告を保護者向けに印刷・配布

【その他……腕章とベストの管理】

芝生委員会

学校が主体となり行っている芝生の育成の手伝いです。具体的な活動は以下です。

【芝刈りボランティアの取りまとめと連絡】

- ・芝刈り作業の詳細について年度初めに手紙配布
- ・作業月の月初めにボランティアに参加確認

【芝刈り作業および指示】

平成 30 年	5/19(土)	新旧芝生委員での引継ぎ作業 ボランティアへの手紙配布
	6/16(土)	芝刈り作業中止(雨のため)
	7/21(土)	芝刈り作業実施
	8/4(土)	芝刈り作業実施
	8/18(土)	芝刈り作業実施
	9/15(土)	芝刈り作業中止(雨のため)
	10/13(土)	エアレーション、追肥
	10月～3月	芝刈り作業なし(芝生養生期間のため)
平成 31 年	4/13(土)	芝刈り作業

【翌年度作業日程計画】

平成 31 年	3/9(土)	翌年度の作業日程の計画立案
---------	--------	---------------

選出委員会

選出委員会は、翌年度のPTA会長・副会長の選出に向けて、活動いたします。

平成 30 年度の活動は下記の通りです。

- ・ 11/10(土) 会長・副会長と選挙に関する打合せ
- ・ 11/23(金) 『PTA選挙公示について』作成・配布
- ・ 12/22(土) 会長・副会長立候補および推薦による候補届出締切、候補者の確認
会長の立候補は定員に達することを確認するが、副会長の立候補は定員に達していないことを確認
- ・ 1/12(土) 新入生保護者説明会にて、『PTA選挙公示について』配布
- ・ 1/12(土) 第5回運営委員会にて、新入生保護者から副会長の立候補・推薦がなかった場合、推薦の依頼をする旨案内を行う
「話し合いの会」の開催日を会長・副会長と相談
- ・ 1/18(金) 新入生保護者から副会長の立候補・推薦がないことを確認
- ・ 1/23(水) 副会長の立候補・推薦がないため各委員会に推薦を依頼する
- ・ 1/31(木) 各委員会への『推薦者募集のお願い』締切
- ・ 2月 「話し合いの会」開催準備
立候補者および推薦者への「話し合いの会」手紙配布&電話での出席確認
- ・ 3/2(土) 「話し合いの会」開催
- ・ 4月 選挙広報作成・配布
- ・ 5月 総会にて会長・副会長および会計監査の承認手続きを執行

一学年 学年委員会

<主な活動内容>

・運営委員会出席	6/9 7/7 9/8 11/10 1/12 3/9
・学年委員会開催	5/12 6/6 7/4 10/3
・PTA会費集金	6/6
・先生方との懇親会開催	7/4
・修学旅行業者選定	10/3
・一中グッズリサイクル	5/12(PTA総会時) 7/9 3/11(保護者会時)
・親睦会・茶話会開催	なし
・PTA委員選出進行	4月(平成31年度保護者会時)

二学年 学年委員会

<主な活動内容>

・運営委員会出席	6/9 7/7 9/8 11/10 1/12 3/9
・役割分担会出席	4/21
・クラスメール連絡網作成に関する手紙配布	5/14
・PTA会費集金	6/6
・先生方との懇親会開催	7/23
・各クラス親睦会開催	各クラス任意
・一中グッズリサイクル	(保護者会時)
・PTA委員選出進行	4月(平成31年度保護者会時)

三学年 学年委員会

<主な活動内容>

・運営委員会出席	6/9 7/7 9/8 11/10 1/12 3/9
・学年委員会開催	5/12
・PTA会費集金	6/6
・先生方との懇親会開催	7/6
・一中グッズリサイクル	7/6(保護者会時) 10/5(進路説明会時)
・卒業式に担任の先生に贈る色紙の準備	2~3月

A組代表

<主な活動内容>

・運営委員会出席	6/9 7/7 9/8 11/10 1/12 3/9
・PTA会費集金	6/6
・親睦会開催	7/6
・活動反省会開催(平成31年度引継ぎ内容検討)	1/17

バレーボールサークル

P T Aバレーボールサークルは毎週金曜日夜7時から一中体育館で活動しています。OB、OGでも参加している方もおられます。ウォーミングアップの後は、ゲーム形式を中心に楽しくプレーしています。バレーボール未経験者でも楽しくプレーするのが一中P T Aバレーボールサークルのモットーです。経験者によるサポートもありますので初心者の方も安心して参加できます。

毎年11月に開催される国立市小中学校P T Aバレーボール大会への参加が最大のイベントです。昨年は参加者が9名でした。一人の余裕もない中でしたが、見事4位に入賞しました。メンバーは随時募集中です。見学も大歓迎！ぜひ気軽に金曜日夜に体育館をのぞいてみてください。みんなの笑い声を聞けばすぐにあなたもスパイクが打ちたくなるでしょう！

<主な活動>

- ・内容 三小、五小、七小との合同練習・練習試合など(通年)
- ・練習日時 毎週金曜日 午後7時～9時
- ・練習場所 国立一中体育館
- ・会費 無料
- ・連絡先 友貞美智子 email: mitchanzu.for.eve.@docomo.ne.jp 携帯電話: 090-7053-9614

コーラスサークル

コーラスサークル『Swing Mamma』は、一中合唱コンクール保護者コーラスを母体として、平成20年3月から活動しているサークルです。一緒にいろいろな歌を歌いながら、学年を越えた保護者同士の交流が和やかに深められています。

一中在籍生徒の保護者もしくは一中卒業生の保護者ならどなたでも参加できます。見学と体験はいつでも受け付けています。

- 【活動日時】 月1回、毎月第2日曜日 18:30～20:00(変更の場合もあり)
合唱コンクール保護者コーラスの練習時期にはサークルとしての通常練習は休止して合唱コンクール練習に合流します
- 【活動場所】 一中第一音楽室
- 【年会費】 3,000円
- 【活動内容】 通常練習の他、チャリティーコンサート・一中合唱コンクールなどに参加
- 【講師】 滝川智子先生
(一中卒業生保護者、合唱コンクール保護者コーラス指揮・指導・特別審査員)
- 【連絡先】 有馬美奈子(3年生保護者) 高橋直子(2年生保護者)
一中P T Aコーラス『Swing Mamma』ホームページ:
<http://www.c-sqr.net/c/1chuchorus/>

国立市立学校給食センター運営審議会 平成 30 年度活動報告

7月26日(木)

平成30年度 第1回 国立市立学校給食センター運営審議会

- ①委嘱状交付
- ②平成30年度役員選出について
- ③平成30年度国立市立学校給食センター運営審議会の年間予定について
- ④平成30年度学校給食センターの事業計画について

9月20日(木)

平成30年度 第2回 国立市立学校給食センター運営審議会

- ①事業報告について
- ②学校給食費収支状況について
- ③その他

11月29日(木)

平成30年度 第3回 国立市立学校給食センター運営審議会

- ①事業報告について
- ②平成30年度視察研修について

1月23日(水)

平成30年度 第4回 国立市立学校給食センター運営審議会
他市給食設備視察研修 東大和市学校給食センター見学

2月21日(木)

平成30年度 第5回 国立市立学校給食センター運営審議会

- ①事業報告について
- ②学校給食食材等の放射性物質の測定検査および産地について
- ③学校給食費収支状況について
- ④平成31年度事業計画について

※市立学校給食センターの年度運営は7月から翌年6月までのため、学校の年度暦とは整合しておりません。

これまでの主な審議内容は下記の通りです。

- ①給食費収支状況 ②食物アレルギーへの対応 ③給食の衛生管理について
- ④給食センターの新施設整備計画について

1100万円ほどの未収入額が嵩む給食費について、「稲城市で法的措置が開始されているが国立市は法的措置はしないのか」「未払いの家庭へ徴収はどのようにされているのか」「就学援助のお知らせは確実に伝えることができているか」など具体的に話し合いがなされています。新給食センターの運用開始予定が平成35年9月となり、設置場所の地権者との契約は済み、新施設の機能や運営面のあり方についての整理、仕様書などの素案を固めている状況で現在の施設では対応されていないアレルギー除去食対応に期待もあり、対応について度々議論されています。視察研修は、アレルギー6品目の除去食対応を実施する東大和市給食センターを訪問。全ての子ども達が笑顔で安心して給食が食べられるよう、給食センター運営審議委員会は審議を重ねて参ります。

詳しくは国立市ホームページに掲載されています。関心のある方はぜひお読みください。

<http://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kyouikuinkai/kyushoku/shingikai/1536298488738.html>

報告者 平成30年度 一中審議会委員 志賀里古

国立第一中学校PTA平成30年度 決算書

平成30年4月1日～平成31年3月31日

【単位:円】

収入総額	支出総額	今年度残高
1,232,775	722,394	510,381

<収入の部>

項目	予算額	決算額	付記
繰越金	459,369	459,369	
会費収入	799,200	773,400	@1,800×429名 @1,200×1名
雑収入	0	6	預金利子
計	1,258,569	1,232,775	

<支出の部>

項目	予算額①	決算額②	差額①-②	付記	
運営費	事務費	65,000	52,331	12,669	消耗品(インク・マスター、用紙等)
	慶弔費	30,000	10,000	0	
	小計	95,000	62,331	32,669	
活動費	正副会長活動費	5,000	1,426	3,574	事務用品費
	書記活動費	2,000	0	1,056	事務用品費
	給食委員費	3,000	678	2,322	事務用品費
	広報委員費	210,000	177,611	11,616	「たより」印刷代
	文化委員費	80,000	54,505	25,495	文化行事及び合唱コンクール指導謝礼
	安全委員費	6,000	1,179	4,821	雑費
	芝生委員費	2,000	750	1,250	事務用品費
	選出委員費	3,000	2,463	537	雑費
	ハレーボール	8,000	4,000	4,000	大会参加費
	コーラス	8,000	8,000	0	謝礼金
小計	327,000	250,612	76,388		
印刷機積立金	50,000	50,000	0		
周年行事積立金	20,000	20,000	0		
卒業生記念品代	219,700	219,024	676	記念品 @1,200円(税抜)×168人分	
傷害保険加入金	41,700	36,810	4,890		
教育活動奨励費	0	80,032	-80,032	木製ベンチ3台	
予備費	45,800	3,585	42,215	卒業式用色紙代	
計	799,200	722,394	76,806		

<特別会計>

項目	前年度繰越金	積立金	利子	支出	次年度繰越金	付記
印刷機積立金	166,149	50,000	2	18,640	197,511	プリンター購入
周年行事積立金	359,482	20,000	2	0	379,484	

上記の通り決算報告いたします。

平成31年4月7日

会長 平井 愛

会計 大澤 聡子

高峯 裕加

上記の通り決算書に誤りのないことを認めます。

平成31年4月7日

会計監査

梅澤 寛子

福士 圭子

平成31年度活動計画(案)

主 な 活 動			
☆ 教職員と保護者のコミュニケーションを図る ☆ 学校内外の環境整備に目を向け、改善に努める			
運 営 委 員	執 行 部	正副会長	◇運営委員会・総会の開催、その他PTA運営全般 ◇対外的な会議への出席、学校・PTA・地域の行事への参加 ◇校内施設改善要望書提出
		書 記	◇運営委員会の記録と報告書作成 ◇PTA総会資料の作成 ◇PTA総会の記録と報告書作成 ◇PTAで発行する印刷物の整理・管理など
		会 計	◇PTA会費の管理・保険加入など ◇決算書の作成・予算案の立案など ◇用紙・インク等の管理 ◇転出入生の確認
	給食委員	◇献立作成委員会・物資納入委員会への参加 ◇給食だよりの発行 ◇試食会など給食に関する活動	
	広報委員	◇PTA広報誌『たより』の企画・取材・撮影・編集・発行	
	文化委員	◇学校行事の手伝い ◇PTA文化行事の企画・実施	
	安全委員	◇防犯パトロール企画・実施 ◇通学路危険個所に関する要望書提出 ◇「ピーポくんの家」活動	
	芝生委員	◇芝刈り作業手伝いの取りまとめ ◇芝生の維持・管理作業	
	選出委員	◇正副会長の選出に関する業務 ◇総会の選挙執行	
	学年委員 (1.2.3年A組)	◇保護者と教職員および保護者同士が親睦を深めるような会をもつ ◇翌年度委員選出 ◇学年に関わる活動をする ◇一中グッズリサイクルを担当する	
サークル活動	◇バレーボール ◇コーラス		

国立第一中学校PTA 平成31年度 予算書(案)

平成31(2019)年4月1日～2020年3月31日

(単位:円)

1. 一般会計

<収入の部>

項目	H30年度実績	H31年度予算案	付記
会費収入	773,400	772,200	@1,800×429名(家庭数+教員数)
雑収入	6	0	預金利子
前年度繰越金	459,369	510,381	
合計	1,232,775	1,282,581	

<支出の部>

項目	H30年度実績	H31年度予算案	付記	
運営費	事務費	52,331	80,000	消耗品費(インク、マスター、用紙等)
	慶弔費	10,000	30,000	
	小計	62,331	110,000	
活動費	正副会長活動費	1,426	5,000	会議費、交通費、渉外費、事務用品費
	書記活動費	0	2,000	
	給食委員費	678	5,000	
	広報委員費	177,611	200,000	「たより」印刷代
	文化委員費	54,505	50,000	
	安全委員費	1,179	3,000	
	芝生委員費	750	2,000	
	選出委員費	2,463	3,000	
	バレーボール	4,000	8,000	大会参加費
	コーラス	8,000	8,000	謝礼金
小計	250,612	286,000		
印刷機積立金	50,000	50,000		
周年行事積立金	20,000	50,000		
卒業生記念品代	219,024	188,500	@1,300×145名	
傷害保険加入金	36,810	40,000	@100×400名(家庭数)	
予備費	3,585	558,081	注1参照	
教育活動奨励費	80,032	—	注2参照	
翌年度繰越金	510,381	—		
合計	1,232,775	1,282,581		

注1) 学年単位で活動を行う際、各クラス2,000円を上限に使用できる。その際は事前に運営委員会で審議の

注2) 翌年度繰越金が200,000円を超過した場合、超過額を上限に教育活動奨励費として翌年度に使用できその際は事前に運営委員会で審議のこと。

2. 特別会計(積立金)

項目	前年度繰越金	積立予算案	付記
印刷機積立金	197,511	50,000	
周年行事積立金	379,484	50,000	

東京都国立市立国立第一中学校PTA会則(案)

第一章 名称と事務所

第 一 条 この会は、東京都国立市立国立第一中学校PTAと称し、事務所を同校内（国立市東4-24-1）におく。

第二章 目的

第 二 条 この会は、保護者と教職員が一体となり、地域社会の協力を得て、生徒が民主国家の一員として正しく健やかに成長し、かつ幸福な生活を営むよう努力し、あわせて会員相互の教養を高め、親睦をはかることを目的とする。

第三章 方針

第 三 条 この会は、教育を本旨とする民主的な団体として活動する。

第 四 条 この会は、生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第 五 条 この会は、国および地方公共団体に対し、適正かつ充実した教育予算を編成するようはたらきかける。

第 六 条 この会は、自主的で独立した団体であり、他のいかなる団体によっても統制され、あるいは干渉されることがあってはならない。また、特定の政党や宗派にかたよることなく、営利的な行為はおこなわない。

第 七 条 この会は、学校教育活動に協力し、学校の管理や教職員の人事については直接には関与しない。

第四章 活動

第 八 条 この会は、第二章の目的を達成するために、以下の活動をおこなう。

- 1、家庭と学校との緊密な連絡を保ち、学校がおこなう教育活動に協力する。
- 2、学校および地域の教育環境の向上に努める。
- 3、会員の教養を高め、また相互の親睦をはかる。
- 4、国立市内公立小中学校のPTAまたは同種の団体と協力する。
- 5、その他必要な活動をおこなう。

第五章 会 員

第 九 条 会員の資格は、国立第一中学校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人、および同校に勤務する教職員にある。

第 十 条 会員は、世帯を単位とし、所定の会費を納めるものとする。

第 十 一 条 会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第六章 会 計

第 十 二 条 この会の経費は、会費、寄附金、およびその他の収益をもってこれにあてる。

第 十 三 条 会費は、年額1, 800円とする。その徴収方法については、細則で定める。

第 十 四 条 会費の額を変更する場合、あるいは第十二条に定められた費目以外の新たな資金の獲得を決定し、または会員もしくは会員以外の者に寄附を求める場合は、総会の承認を得なければならない。

第 十 五 条 この会の経理は、総会において議決された予算にもとづいて執行される。

第 十 六 条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第 十 七 条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第七章 会 長、副 会 長

第 十 八 条 この会に会長、副会長をおく。

- 1、会 長 一名（保護者）
- 2、副 会 長 三名（保護者二名、教職員一名）

第 十 九 条 会長、副会長は、他の委員を兼ねることはできない。

第 二 十 条 会長、副会長は、全会員の中から、総会において、委任状を除く出席者の無記名投票によって、選挙する。立候補者が定数の場合は、総会の承認を得るものとする。但し、

副会長一名は、教職員の互選により選出し、総会の承認を得るものとする。

第二十一条

会長、副会長の任期は、一年とする。

第二十二条

年度の途中で会長、副会長に欠員が生じた場合は、原則としてその会長、副会長を補充する。その場合の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。

第二十三条

会長、副会長の任務は以下の通りとする。

1、会長は、この会を代表し、会務を総理し、総会、運営委員会を招集する。また、会計監査委員ならびに選挙管理委員の会議を除くすべての会議に出席して、意見を述べることができる。

2、副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその代理をする。

第八章 会計監査委員

第二十四条

この会の経理を随時監査し、総会に報告するために三名の会計監査委員をおく。

第二十五条

会計監査委員は、総会の承認を得るものとする。

第二十六条

会計監査委員は、他の委員を兼ねることはできない。

第二十七条

会計監査委員の任期は、一年とする。

第九章 総会

第二十八条

総会は、この会の最高議決機関である。

1、総会は、全会員によって構成され、会員の五分の一以上の出席をもって、成立する。

2、総会は、定期総会、臨時総会とする。

3、定期総会は年度の初めに、また臨時総会は必要に応じて開催する。

第二十九条

定期総会は、以下のことをおこなうものとする。

- ・前年度の決算と会計監査の承認
- ・会長、副会長の決定および会計監査委員の承認
- ・活動計画と予算の決定
- ・その他必要な案件の処理

第三十条

運営委員会が開催の必要を認めた場合、または会員の五分の一以上の開催の要求があった場合は、会長は臨時総会を召集しなければならない。

第三十一条

総会議長への議事の委任を内容とする委任状による出席を認める。但し、第二十条に定められた投票の権利は、これを委任することができない。

第三十二条

総会の運営は、会員の中から選出した若干名の議長によっておこなわれる。

但し、議長の任期は総会の会期中とする。

第三十三条

総会の日時、場所および議題は、七日前までに会員に通知しなければならない。

第十章 運営委員会

第三十四条

運営委員会は、総会によって委任され、次の総会までの期間、この会の活動を日常的に遂行するために、会長、副会長、各学年代表ならびに各委員および教職員の代表によって構成される。

第三十五条

運営委員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第三十六条

運営委員会の任務は以下の通りである。

1、総会に提出する議案、および予算案を作成・審議し、総会から委任された案件を処理する。

2、委員会がおこなう活動に関する計画を審議し、相互の連絡調整をはかる。

3、その他、緊急な案件を処理し、必要に応じて臨時に特別委員会を設けることができる。

第三十七条

会長は、運営委員会開催の必要を認めたとき、または運営委員会構成員二分の一以上の開催要求があった場合、運営委員会を招集しなければならない。

第三十八条

運営委員会構成員を除くすべての会員は、オブザーヴァーとして運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

第三十九条

この会の活動をすすめるために必要な委員会を設けることができる。

第十一章 選出・選挙

- 第四十条 1、会長、副会長の選出に関する事務全般を処理する委員会を設ける。この委員会は総会の承認を得るものとする。
2、この委員会は、選挙に関する事務全般を処理するものとする。
3、この委員会は、選挙における公平性を保つため、第二十条に定められた投票の権利を持たないものとする。
- 第四十一条 会員は、会長、副会長の候補者を推薦することも、また自ら立候補することもできる。推薦する場合は、本人の同意を得なければならない。選挙をおこなう七日前までに、候補者の氏名、PTAにおける経歴等を、会員に通知しなければならない。

第十二章 議事手続き

- 第四十二条 すべての会議は、それぞれの会議の構成員の中から互選された議長が、司会する。
- 第四十三条 第二十八条第1項に定められた総会を除くすべての会議は、それぞれの会議の構成員の二分の一以上の出席をもって、成立する。
- 第四十四条 議事は、会則改正の場合を除き、出席者の二分の一以上の賛成によって決する。可決同数の場合は、議長がこれを決する。
- 第四十五条 この会則は、総会において、委任状を除く出席者の三分の二以上の賛成によって、改正することができる。但し改正案は、総会の七日前までに、会員に通知しなければならない。
- 第四十六条 国立第一中学校の学校長は、この会のすべての会議に出席し、意見を述べることができる。

第十三章 附 則

- 第四十七条 この会則の施行細則は、運営委員会によって制定することができる。但し、運営委員会が細則を改正した場合は、次の総会で承認を得なければならない。
- 第四十八条 この会の事務所に、以下の帳簿を整え、会員に対してはいつでも公開するものとする。
- 第四十九条 会員名簿、記録簿、会計帳簿、会費領収原簿、備品台帳
この会則は、1999年5月15日より施行する。
- 2、平成20年4月1日 一部改正（第四章 第八条 4）
 - 3、平成20年5月10日 一部改正（第一章 第一条）
 - 4、平成24年5月12日 一部改正（第七章 第二十条、第八章 第二十五条、第十一章 第四十条および第四十一条）
 - 5、平成29年5月13日 一部改正（第八章 第二十五条、第九章 第二十九条および第三十一条、第十一章 第四十条および第四十一条）

細 則

- 第 一 条
- 1、 運営委員会に所属する委員会の任務は、以下の通りである。
 - イ、この会の会員ならびに関係団体に対して、情報を伝達し、あわせて相互の意見の交換をはかる。
 - ロ、充実した学校給食の実現をめざして協力する。
 - ハ、会員相互の連絡と親睦をはかり、各種活動に協力する。
 - ニ、その他、事務的な仕事を処理する。
 - 2、 学年委員会の任務は、以下の通りである。
 - イ、学年固有の教育問題についての理解を深め、教育環境の向上をめざして、学校と家庭との協力を緊密にする。
 - ロ、会員相互の向上をはかるために活動する。
 - ハ、会員相互の連絡と親睦をはかり、各種活動に協力する。

- 第 二 条 委員の選出
- 1、 運営委員会
それぞれの学級から、原則として二名以上で選出された委員によって、構成される。委員は、当該総会資料の活動計画に記載されている委員会に属する。
 - 2、 学年委員会
イ、学年ごとに編成された学年委員会は、帰属するそれぞれの学級から、原則として二名ずつ選出された委員によって、構成される。委員の中から互選された学年正副代表は、運営委員会に参加する。
ロ、特別支援学級A組に帰属する会員の中から選出された学年委員は学年委員会に所属し、代表一名は運営委員会に参加する。
ハ、学年正副代表からの委任状を持参して代理の学年委員が運営委員会に出席した場合、学年正副代表と同じ権利を保障する。
 - 3、 教職員
当該総会資料の活動計画に記載されている委員会担当教職員を、選出する。

- 第 三 条 給食審議委員は、給食委員会および運営委員会において、給食審議会に関する報告をおこない、また意見を求めることができる。

- 第 四 条 会費は、原則として年額を一括納入する。但し転入した会員に関しては、一学期に転入をした場合は全額を、二学期に転入をした場合は三分の二の金額を、三学期に転入をした場合は三分の一の金額を徴収するものとする。
特別の事情がある場合は、会費を減免することができる。

- 第 五 条 慶弔規定
- 1、この規定は、国立第一中学校PTA慶弔規定という。
 - 2、この規定は、国立第一中学校PTA会員ならびに会員の家族に祝意および弔慰を表すことを定めるものである。
 - 3、祝意および弔慰を表す額は、以下のように定める。

イ、教職員が結婚した場合および第一子が誕生した場合	5,000 円
ロ、生徒が死去した場合	10,000 円
ハ、生徒の保護者、教職員が死去した場合	10,000 円
ニ、教職員の配偶者が死去した場合	5,000 円
ホ、会員の家庭が火災などで罹災し、著しい被害を被った場合	5,000 円
 - 4、この規定に定めのない場合は、運営委員会に諮って決定する。

- 第 六 条 この細則は平成19年5月19日より施行する。
- 2、平成24年5月12日 一部改正（第二条 1）
 - 3、平成27年4月27日 一部改正（第二条 2 ロ）
 - 4、平成31年5月11日 一部改正（第二条 2 ハ、第二条 3）

国立第一中学校・PTA総合補償保険のご案内

1. PTA団体傷害保険（契約者：国立第一中学校PTA）

(1) 被保険者（補償される人）

原則としてPTAの父母会員、教員会員、生徒全員およびPTA会員名簿に記載された方

(2) 保険責任の範囲

PTA行事に参加している間に被ったケガ、またはPTA行事に参加するための会場と自宅との通常経路の往復中のケガを補償

(3) 保険金額（一人当たり）

死 亡 : 1,842,000 円（180 日以内に死亡された時）

後遺障害 : 程度により 1,842,000～55,260 円

入 院 : 1 日あたり 2,400 円（180 日が限度）

通 院 : 1 日あたり 1,600 円（事故の日から 180 日以内の通院で、90 日が限度）

(4) 保険金をお支払いできない主な事故

故意、自殺、犯罪行為、けんか、酒酔運転、無資格運転などによるケガ
脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ、地震などの天災、暴動によるケガ

2. PTA賠償責任保険（契約者：国立第一中学校PTA）

(A) 管理者賠償責任担保条項

(1) 被 保 険 者 国立第一中学校PTA

(2) 保険責任の範囲 PTA活動遂行中の事故により、第三者の身体、財物に損害を与えたとき。または第三者から借用したスポーツ用品などの財物の損害を補償

(3) てん補限度額 身体 1 事故 1 億円 / 1 名 5000 万円 / 財物 5000 万円 / 保管物 1000 万円
(いずれも 1 事故につき自己負担額 5,000 円です)

(4) 保険金をお支払いできない主な事故

故意、地震などの天災、被保険者の所有・使用・管理する財物の損害、被保険者の占有を離れた物もしくは飲食物に起因する損害賠償責任等

(B) 児童・生徒損害賠償責任担保条項

(1) 被 保 険 者 国立第一中学校PTAの生徒、または生徒の親権者および法定の監督義務者

(2) 保険責任の範囲 日本国内においてPTAの管理下、管理外を問わず、PTAの生徒の行為に起因して他人の身体に損害を加えたり、財物を損壊させたことにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償

(3) てん補限度額 1 事故 1 億円（自己負担額 5,000 円）

(4) 保険金をお支払いできない主な事故

被保険者の故意、心神喪失に起因する賠償責任、車両または銃器の所有・使用・管理に起因する損害、親族に対する損害

連絡先・取扱代理店：有限会社ジェヌインアソシエイツ（担当：榎本茂晴）
〒190-0013 立川市富士見町 6-28-105
TEL: (042)533-4405 FAX: (042)533-4406

*このチラシは概要です。詳細はPTAに備え付けてあるパンフレットをご覧ください。

保存版

国立第一中学校PTA各位

PTA総合補償保険加入について

会員の皆さま方には平素よりPTA活動にご理解ご協力をいただき感謝しております。
国立第一中学校PTAでは、毎年継続して総合補償保険に加入しています。(別紙参照)
PTA活動や行事の参加等に関するケガや事故が発生した場合、速やかに手続きが行われるよう、下記に必要事項をご記入の上 **各ご家庭で保管**をお願いいたします。

*保険加入費用について

PTA団体傷害保険 年間90円

PTA賠償責任保険 管理者賠償責任担保条項 年間10円

加入費用はPTA会費に含まれています。あらためて集金はいたしません。

PTA賠償責任保険の児童・生徒賠償責任担保条項 年間約270円

(∵ 270円×PTA会員数÷生徒数=約270円) 学校教材費より

*父母会員もしくはそれに代わる保護者および生徒の住所氏名をご記入ください。

生徒が2名以上在籍のご家庭はひとつにまとめてください。

*ケガや事故等が発生した場合は、下記の保険代理店へ直接ご連絡ください。

取扱代理店：有限会社ジェヌインアソシエイツ

Tel: 042-533-4405 FAX: 042-533-4406 担当：榎本さん

..... 平成31年度PTA総合補償保険加入者

国立第一中学校PTA

父母会員もしくはそれに代わる保護者の方

氏名 _____

住所 _____

生徒氏名 年 組 番 _____

年 組 番 _____

年 組 番 _____

住所 _____